

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○再生可能エネルギー地域共生促進税条例の施行期日を定める規則

（税務課）

一

告 示

○形質変更時要届出区域の指定の解除

（環境対策課）

一

○生活保護法による指定介護機関の指定

（社会福祉課）

三

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

（同）

四

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（二件）

（同）

四

○生活保護法による施術者の指定（二件）

（同）

五

○救急医療機関の認定

（医療政策課）

五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

（障害福祉課）

五

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（森林整備課）

五

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

（都市計画課）

六

○都市計画の変更（三件）

（建築宅地課）

七

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

七

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

○宮城県規則第七十九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の表経済商工観光部の項中「自動車産業振興室」の下に「半導体産業振興室」を加える。

第十五条自動車産業振興室の分掌事務の項の次に次のように加える。

半導体産業振興室

半導体関連産業の振興に関すること。

第二十一条の四第一項の表経済商工観光部の項中「自動車産業振興室」の下に「半導体産業振興室」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

再生可能エネルギー地域共生促進税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

再生可能エネルギー地域共生促進税条例の施行期日を定める規則

再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和五年宮城県条例第三十四号）の施行期日は、令和六年四月一日とする。

告 示

○宮城県告示第七百三十九号

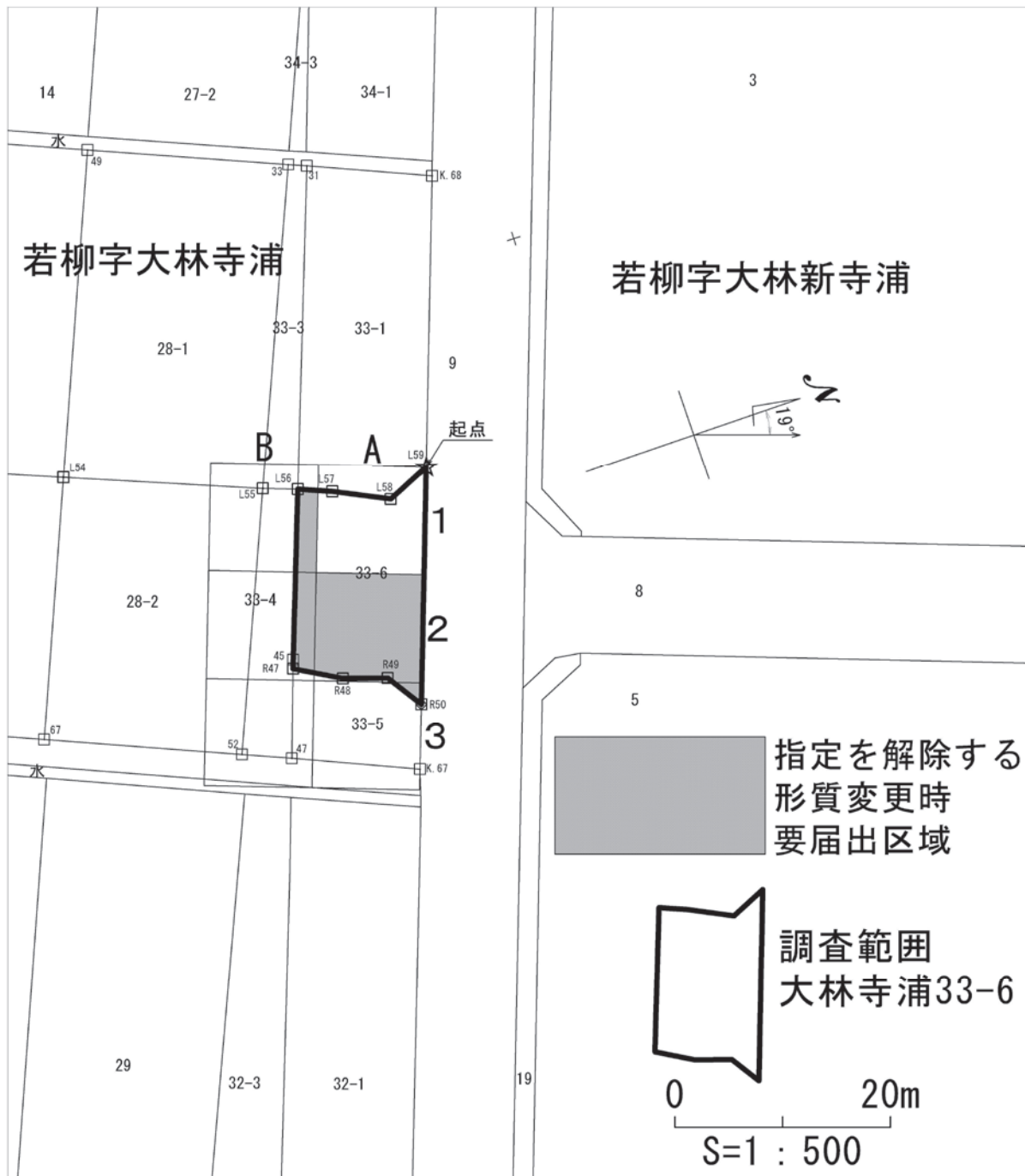
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の全部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

栗原市若柳字大林寺浦三十三番六の一部とし、次の図のとおりとする。



〈起点〉

起点は調査地の北端とする。

〈格子の回転角度〉 19°

格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線、並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

○宮城県告示第七百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
社会福祉法人桃寿会 特別養護老人さおの杜あおぞ館	刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西八番地一〇	社会福祉法人桃寿会	刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西八番地一〇	令和五年七月六日

二 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
社会福祉法人桃寿会 特別養護老人さおの杜あおぞ館	刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西八番地一〇	社会福祉法人桃寿会	刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西八番地一〇	令和五年七月六日

三 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
四季のめぐみ デイサービス足之助	登米市迫町佐沼字中江二丁目五番地二三	有限会社西古川タクシー	大崎市古川新堀字旭町五番地一	令和四年四月一日

四 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

四季のめぐみ デイサービス足之助
 登米市迫町佐沼字中江二丁目五番地二三
 有限会社西古川タクシー
 大崎市古川新堀字旭町五番地一
 令和四年四月一日

○宮城県告示第七百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	旧	巨理郡巨理町逢隈田沢字早川七五〇一			
	リハビリ訪問看護ステーションつばさ仙南	巨理郡巨理町逢隈中泉字上谷地二四六一三			令和五年十月一日

○宮城県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
ケアプランセンターえいらく	黒川郡大和町吉岡字中町三二番地二	社会福祉法人永楽会	居宅介護支援事業所	令和五年六月三十日

○宮城県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
デイサービス田尻	大崎市田尻小松字堅沢一番地一	株式会社A S	地域密着型通所介護	令和五年七月三十一日

○宮城県告示第七百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
相澤 希	しおがま訪問治療院	塩竈市藤倉二一九一―二	令和五年六月十二日

○宮城県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
日高 京子	訪問マッサージおはな治療院	加美郡加美町西町九四一―一	令和五年十一月九日

○宮城県告示第七百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台北部整形外科	仙台市泉区大沢二丁目十三番地四	令和五年十二月一日	令和八年十一月三十日

○宮城県告示第七百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二四〇〇四五九	山元いちご農園れいずホーム 巨理郡山元町山寺字稲実六十番地	就労継続支援B型	山元いちご農園株式会社	令和五年十一月三十日

○宮城県告示第七百四十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和五年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区 三五三・四九

北上川下流 三四六・一七

石巻地区 三八六・四二

追川地区 九八〇・四〇

江合川上流 七三三・九五

鳴瀬川上流 一、一八一・四四

江合川下流 〇・八四

鳴瀬川下流 〇・八四

黒川地区 二二一・三四

仙台地区 一、三二六・五二

白石地区 一、五一八・七二

本吉地区 一二・〇六

北上川下流 八・九六

石巻地区 二五・〇二

追川地区 七六・九六

江合川上流 一七八・九七

鳴瀬川上流 二三四・二八

江合川下流 一一・二六

鳴瀬川下流 三七・九八

黒川地区 七〇・八四

仙台地区 二一六・五七

白石地区 五・一八

気仙沼市 二七・九二

白石市 二四・一四

角田市 三・一八

登米市 二・〇八

栗原市 九・九四

東松島市 二・九六

大崎市 四・三四

七ヶ宿町 五・一四

土砂流出防備保安林

干害防備保安林

柴田町 〇・九八

丸森町 二・七二

大和町 三・六〇

大郷町 〇・三〇

加美町 六・七二

女川町 一六・八二

南三陸町 〇・七四

石巻市 一六・九四

気仙沼市 二・四八

東松島市 〇・四〇

女川町 〇・八二

南三陸町 〇・九〇

宮城北地区 二一・三四

宮城南地区 六・九〇

保健保安林

〇宮城県告示第七百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、登米都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月一日

一 都市計画の種類

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

登米都市計画区域の全域

〇宮城県告示第七百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類
栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
二 都市計画の変更に係る土地の区域
栗原都市計画区域の全域

○宮城県告示第七百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大郷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大郷都市計画区域の全域

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

気仙沼市四反田八十番一、八十四番一、八十五番、八十九番一、九十二番二、百九十八番、五十七番二十六及び八十二番五並びに八十二番四及び八十三番一の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
株式会社薬王堂